

## 2022年度同志社大学大学院司法研究科

### 前期日程入学試験問題解説

#### 行政法

本問の設例は、公の施設の使用不許可と集会の自由をめぐる憲法問題としても捉えうるものであるが、本問は、これらの考慮を一部基礎としながらも、公の施設に関する地方自治法と条例の規定の解釈・適用を通じ、Bらの立場から、本件拒否処分が実体的に違法である旨を主張することを求めている。主な論点は、次のようなものである。

まず、地方自治法244条2項（「正当な理由」によらない利用拒否の禁止）に従った、本件条例3条3号の申請拒否要件（「その他文化センターの管理上支障があるとき」）の限定解釈の必要性が指摘されよう。本件条例は、資料2の注記の通り、「公の施設の設置及びその管理に関する事項」が地方自治法244条の2第1項により条例事項とされていることから定められたものであり、その規定は、憲法はもちろん、地方自治法にも適合したものとして解釈・適用されなければならない。

それでは、本件拒否処分の根拠規定である本件条例3条は、どのように解釈されるべきか。上記の要請に従えば、本件条例3条3号の申請拒否要件の適用は、同条1号・2号と対照すると、その申請に係る集会それ自身が、公序良俗の侵害や施設等の毀損に匹敵する害悪をもたらすおそれがある場合に限定されるべきである。言い換えると、申請者に対抗する外部者の妨害による害悪のおそれは、一般にはこのような場合に当たらず、警察による通常の警備により、その妨害を排除できるのであれば、それは拒否事由として考慮されてはならない、と解されるべきである。本問は憲法21条1項そのものについて問う出題ではないが、本問の設例は、泉佐野市民会館事件（最判平7・3・7民集49巻3号687頁）の場合とは異なり、「明らかな差し迫った危険の発生が具体的に予見される」事案ではないこと、も指摘できるだろう。

なお、本問を、処分庁たる市長による裁量判断の適否の問題として考える立場もあろうが、その場合でも、処分の根拠規定の解釈問題は避けて通れるものではないことが、本問の前提である。